

仕 様 書

1 委託業務名

地域人材間や都市部人材との「連携・協働を促進させる仕組みづくり」可能性調査業務

2 業務の目的

県では令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」を策定し、自然減対策と社会減対策を両輪とした「人口減少幅の緩和」に取り組んでいる。

人口減少を背景とした労働力不足が地域経済や雇用に影響を与え、人口流出や高齢化等による都市や集落の機能が低下すること等の懸念がある。人口減少、少子高齢化や人口の東京一極集中が進む中では、三重県外に住みながら三重県内の地域と多様に関わる者や、県内の非居住地域と多様に関わる三重県内の住民等の「関係人口」が地域づくりの担い手となること等による、持続可能な地域づくりが求められる。

県では、令和5年度～令和7年度に、特に人口減少幅が著しい南部地域（※）において、地域の課題抽出に向けたヒアリングや、地域人材や都市部人材による連携・協働を促進させる仕組みづくり（人材・資源の情報を可視化し地域間で共有するデータベースづくりや、南部地域や首都圏での交流会の実施等）を、官民等さまざまな主体との連携を図りながら取り組んだ。点在している人材が可視化・共有されることで、広域的なネットワークが構築され、人材同士の連携・協働が進みつつある。

さまざまなきっかけによって創出される分野横断的かつ広域的なネットワーク（人的リソース）や情報（地域資源・課題・ニーズ等）を地域で共有・活用する仕組みづくり（資源等の可視化とその活用）を進めることは、主体的な連携・協働を促進させ、多様な人材のネットワークを強化し、分野横断的かつ広域的な人口減少対策の推進にもつながるものである。なお、地域づくりの担い手として関係人口を受け入れる上では、地域のリソース・魅力の有効活用や、地域（受入側）と地域に関わりたいと思う人の双方のニーズの把握が重要である。それは、双方にメリットのある形で取組をすすめていくことにつながり、関係人口の量的拡大・質的向上にも寄与すると考える。

本業務では、南部地域での取組を横展開するため、南部地域外において、持続可能な地域づくりに向けてさまざまな主体との連携を図りながら、地域の課題・ニーズ・リソース等を把握・整理し、その上で、地域人材間や都市部人材との「連携・協働を促進させる仕組みづくり」をすすめる必要性・可能性のある地域（モデル地域）について調査・検討を行うことを目的とする。

※南部地域とは、以下の市町である。

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

3 業務の内容

地域人材間や都市部人材との「連携・協働を促進させる仕組みづくり」の必要性や可能性を調査するため、以下の業務を行う。業務の遂行にあたっては、関係市町や地域活動団体等の情報を随時収集するとともに、さまざまな主体とのネットワーク構築を図ること。

(1) 地域の実情の把握・整理

地域のキーマン（地域活動を実施している者、地域おこし協力隊等）へのヒアリング等を実施することにより、それぞれの地域の課題・ニーズや関係人口の受入をすすめている人材（リソース）等の整理を行う。

県内3圏域（※）毎に整理することを基本とするが、同一圏域内においても地域の実情が異なることから、必要に応じて適切な整理対象地域を提案し、実施すること。

※3圏域とは、以下のとおりである。

| | | |
|-------|------|--|
| 南部地域外 | 北勢地域 | 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町 |
| | 中勢地域 | 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町 |
| | 伊賀地域 | 名張市、伊賀市 |

（参考：南部地域）

| | | |
|------|-------|------------------------------|
| 南部地域 | 南勢地域 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 |
| | 東紀州地域 | 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町 |

(2) モデル地域の検討

(1) の整理を基に、地域の特徴・課題・関係人口のかかわりしろ等の明確化を行った上で、「連携・協働を促進させる仕組みづくり」を今後すすめる必要性・可能性のある地域（モデル地域の候補地）を、南部地域外から2地域程度選定する。

なお、検討・整理・選定にあたって、ワークショップ・交流会等の連携・協働プロジェクトを必要に応じて実施すること。

(3) 今後の取組方向性の整理

(1) および(2) の整理を基に、モデル地域の候補地において、今後の「連携・協働を促進させる仕組みづくり」をすすめる上での、展開シナリオ（行程・スケジュール等）を整理する。

(4) 三重県との協議・調整

本委託業務を進める上で、月に1回以上は三重県と協議・調整（オンライン可）を行うものとする。

(5) 三重県への定例報告

翌月10日までに前月に実施した業務の報告（業務計画書に変更が生じた場合は、その報告を含む）を三重県まで文書にて報告するものとする。

ただし、3月分については令和9年3月26日までに報告するものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

5 業務に用いることが想定される内容

三重県から以下の内容を個別に提供する。提供を希望する場合は、三重県に連絡を行うこと。

- ・三重県が令和5年度～令和7年度に、南部地域における人口減少対策として実施した、地域の課題抽出に向けたヒアリングや、地域人材や都市部人材による連携・協働を促進させる仕組みづくり（人材・資源の情報を可視化し地域間で共有するデータベースづくりや、南部地域や首都圏での交流会の実施等）に関する内容。

6 成果品

次に掲げる成果物を電子データ（Word など編集可能なデータ形式による）にて三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 上記3 (1) の「地域の実情の把握・整理」に関する報告書
- (2) 上記3 (2) の「モデル地域の検討」に関する報告書
- (3) 上記3 (3) の「今後の取組方向性の整理」に関する報告書
- (4) 上記3 (5) の「定例報告書」
- (5) その他三重県と協議のうえ、必要とみなされるもの

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、三重県と十分に協議をしながら進めることとする。
- (2) 委託料には、上記3に記載した業務遂行に要する費用の一切を含むこととする。
- (3) 仕様書に記載のない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権は成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (5) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 委託費は委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。なお、本業務を実施するにあたり、三重県と協議のうえ、三重県が必要と認めるときは受託者の請求により前金払いをすることができるものとする。
- (11) 業務を実施するうえで、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に適切に対応するものとする。

10 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

11 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等の排除

- (1) 業務受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 業務受託者が、(1)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。